

上海事務所開設30周年を迎えて

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

大江橋法律事務所は、1995年、中国の上海において日系総合法律事務所の第1号として、上海事務所を開設いたしました。今年は開設から30年の節目の年となります。これまで30年という長きに亘って上海事務所が存続できたのも、顧問先やクライアントをはじめとする皆様のご支援とご理解のおかげです。まずは本稿をもちまして略儀ながら深く御礼を申し上げます。



去る11月14日、上海の花園飯店において、30周年記念式典を開催いたしました。第一部は華東政法大学経済法学院の曾大鵬教授をお招きして「中国における債権回収の法律と実務」と題する講演を90分に亘りお話いただきました。第二部では、在上海日本国総領事館より岡田勝総領事にご来賓としてお越しいたご祝辞を頂戴いたしました。第一部、第二部合わせて、合計150名を超える数多くのクライアントやご関係者の皆様にお越しいたごき、大変盛会となりました。また日本からも数多くの弁護士が参加し、お越しいたごき皆様と交流させていただくことができました。

上海事務所は開設、15周年、20周年、そして今年の30周年と記念式典を開催して参りましたが、いずれもこの花園飯店にて執り行って参りました。第二部では、30年の歴史を振り返るショートムービーが流れ、以前の事務所の様子や式典の様子が映し出されました。改めてこの30年という月日がいかにも長いものであるかを感じさせるものでした。

30年と一言でいうものの、決して短い期間ではありません。一人ひとりのクライアントやご関係者の皆様のご支援があったからこそ、成し遂げることができたと、30周年記念式典にお越しいたごき皆様のお顔を見ながら、強く感じておりま

した。

上海事務所は、30年という長い歴史の中で、本当に多くの経験を積んでまいりました。日系企業による中国への進出から撤退まで、中国ビジネスにおいて問題となるあらゆる場面を経験してきたと自負しております。したがって、今後もこれまでの経験を生かしながら、日系の法律事務所として、クライアントの皆様のニーズに応じたき細かいサービスをご提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に私自身のことになりますが、私は、2010年から15年間、中国で生活しており、上海事務所の歴史の半分を共にしたことになります。日本のクライアントはもちろん中国現地法人のクライアントも数多く担当させていただいており、この15年を通じて、本当に多くの方々と公私に亘ってお付き合いさせていただいております。駐在員の方の多くは任期満了に伴い日本に戻られますが、日本に戻られた後も引き続きお付き合いさせていただく方や、中には再度中国にご赴任される方もいらっしゃり、私の人生にとって本当にかけがえのないつながりとなっております。

30周年は一つの大きな区切りではあるもののゴールではありません。今後も上海事務所は、これまでの経験を生かして、日中の架け橋となれるよう、中国でビジネスをされる日系企業のリーガルサポートをさせていただきたいと考えております。本稿をもちまして改めて感謝の意を表させていただくとともに、今後より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上



具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス： info_china@ohehashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。